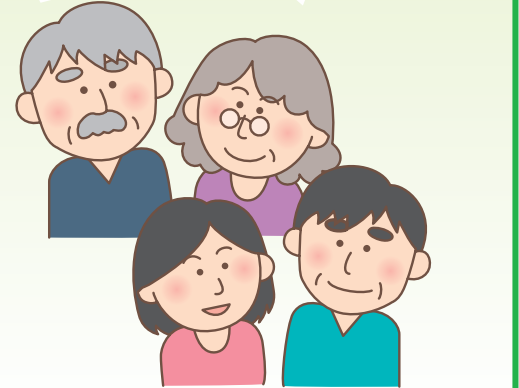


# ご存じですか 高額医療・高額介護合算制度

高額医療・高額介護合算制度とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減することを目的とした制度です。

具体的には、医療費が高額になった世帯で介護保険のサービスを利用している場合は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方の自己負担（年額）を合算した額が、基準額（下表）を超えた場合に、限度額を超えた分を支給します。



自己負担限度額表（年額「毎年8月～翌年7月」）

所得区分	後期高齢者医療制度分と介護保険分を合算した限度額
① 現役並み所得者 （保険証の一部負担金の割合が「3割」と表示されている方）	67万円（89万円）
② 一般（①、③、④以外の方）	56万円（75万円）
③ 低所得者Ⅱ （世帯員全員の住民税が非課税の方）	31万円（41万円）
④ 低所得者Ⅰ （③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下の方） ※年金収入80万円以下など	19万円（25万円）

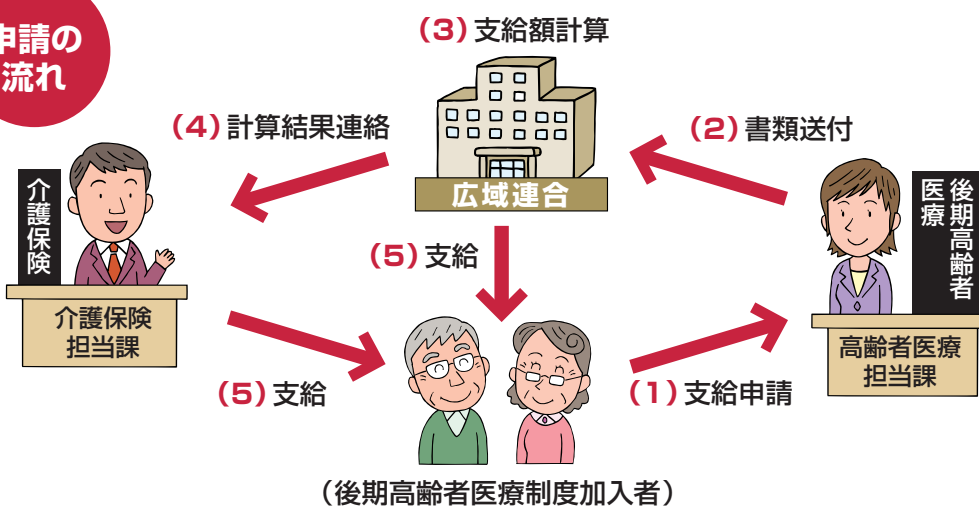
## 経過措置について

高額医療・高額介護合算制度の対象期間は、通常、8月1日～翌年7月31日ですが、平成20年4月1日～7月31日の自己負担分は、20年8月1日～21年7月31日の分と合算（16カ月）して、左表の枠内の額を適用する経過措置があります。

## 手続きについて

支給対象となる方には、平成22年1月以降に、広域連合から勧奨通知を発送します。通知が届いたら、お住まいの市（区）町村の高齢者医療担当課窓口で手続きをしてください。

### 申請の流れ



### 勧奨通知についての注意事項

つぎの要件に該当する方は、広域連合から勧奨通知が発行できない場合がありますので、支給要件に該当するかを確認し、お住まいの市（区）町村や転居前の市（区）町村担当課、以前加入していた医療保険制度の保険者にお問い合わせください。

#### 平成20年4月～21年7月31日に

- 市（区）町村を越えて転居した方
- ほかの医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方

お問い合わせ 給付管理課 ☎043-223-1262

## 振り込め詐欺 不審な電話 ご注意ください

広域連合や市（区）町村などの職員を名乗る者から、不審な電話や来訪が県内外で発生しています。これらは振り込め詐欺などの犯罪につながる可能性がありますのでご注意ください。

### 事例

- 医療費や保険料の還付があると言って、金融機関のATM（現金自動預払機）の操作を求める
  - 医療費還付の書類の提出期限が過ぎたので、還付の業務を委託している国民医療支援センターへ電話するように言われる
- ※広域連合や市（区）町村では、保険料の還付や高額療養費などを支給する際に、電話で個人情報を聞き出したり、ATMでの操作をお願いすることはありません。また、医療費還付の業務を第三者に委託していません

少しでもおかしいと思った場合は、つぎのことをしましょう。

### 対処方法について

- 個人情報などを教えない
- 教えられた番号に電話しない
- 最寄りの警察、広域連合またはお住まいの市（区）町村の高齢者医療担当課へ問い合わせる

ATMから  
振り込んだり  
絶対しないわ!



【問】総務課 ☎043-223-0075

## 平成22～23年度の新保険料率の改定作業をしています



後期高齢者医療制度は、制度加入者数や医療費の実績などを考慮し、保険料率を2年に1度変更する仕組みになっています。このため、平成22年4月から保険料率が変わります。

詳しくは、平成22年3月に発行する広域連合だより8号またはホームページでお知らせします。